



出願公開前における早期審査の有効活用について

東和国際特許事務所
弁理士
加藤 来

日本特許庁は、特許の出願審査請求から審査着手の開始までの期間を11ヶ月まで短くする目標を立て、達成するところまで来ています。

ところで、ここ数年、特許公開公報発行前に登録査定となる出願が増加しています。

これは、早期審査を請求した一部の出願が、このケースに該当しているからです。

特許出願の審査結果を従来よりも早く得ることは、企業の事業戦略をスピード的に展開する上で極めて有用な戦略情報となります。

また、出願から数年後に特許査定の結果が出た場合と比べて、出願から1年内に特許査定の結果が出た方が、発明者にとっても次の改良発明に対するモチベーションが高くなります。そして、次から次へ発明が創成し、新たな出願に繋がります。

発明者が次から次へ発明を創成すれば、企業の技術力がさらに高まり、それが新たな出願に繋がれば、企業としては知的財産戦略を効果的に展開することができ、市場の拡大へと繋がります。

仮に、拒絶査定の確率が高い結果が出た場合、出願から1年半経過する前であれば、出願を取り下げてさらなる技術的特徴を付加することによりパワーアップした内容で再出願するという選択肢があり、今後、この選択肢を活用するケースが増えるでしょう。

これにより、拒絶査定となる確率の高い発明が公開されてしまうのを防ぐことができます。企業にとって、特許査定を受けられなかつた発明が公開されるのは不利益である場合があり、この場合に公開前の取り下げは有効です。

また、再出願した際に再出願した発明やこれに関連する発明が、権利化される見込みのない先に出願した発明の公開公報を引例に拒絶されることを防ぐことができます。発明者や企業にとって、自らした発明が、権利化される見込みのない先の自らした発明を引例として拒絶されることは酷です。このような事態を回避するためにも、公開前の取り下げは有効です。

また、出願した発明の一部に拒絶理由がある場合、拒絶の対象となる発明の実施例が公開されることを回避し、特許査定を受ける発明の実施例だけ公開されるようにしたい場合も出てくるでしょう。この場合、拒絶の対象となっていない発明を分割出願した後に、原出願（親出願）を公開前に取り下げることも有効です。つまり、分割出願制度を更に出願公開前の早い段階で有効に活用するケースが増えることが予想されます。

このように、出願公開前における早期審査の結果により、公開前の出願取り下げ、再出願、分割出願などの制度を有効に組み合わせることにより、発明者の次の改良発明に対するモチベーションを高めたり、企業の技術力を確実かつ着実に開花させることができます。

また、出願公開前の早期審査により、出願から1年以内に特許査定の結果があれば、発明者が熱冷めぬうちに喜ぶのは勿論のこと、企業がその特許発明を企業内で評価し、事業展開のGoサインを出しやすくなり、企業にとっても喜ばしいことでしょう。